

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 9 月 29 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 63 号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成 13 年四日市市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所得制限の額) 第 3 条 (略) 2 条例第 3 条第 3 号に規定する額の計算方法は、 <u>施行令に規定する障害児福祉手当に係る所得の額の計算方法の例による。</u>	(所得制限の額) 第 3 条 (略) 2 条例第 3 条第 3 号に規定する額の計算方法は、 <u>施行令第 4 条及び第 5 条の規定による。</u>

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、平成 28 年 9 月 1 日から適用する。

(健康福祉部障害福祉課)